

公益社団法人愛知県臨床検査技師会 国際交流事業費等助成金交付規程

令和2年3月4日施行

(目的)

第1条 公益社団法人愛知県臨床検査技師会(以下「本会」という)は、幅広い人材を育成するために臨床検査および医学・医療に関連した海外活動(国際学会発表・国際交流、国際協力・学術集会等)への参加に対して助成金を交付するものとする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は本会会員であること。

- 2 原則 50 歳未満とする。
- 3 助成人数は各年度につき 3 名までとする。
- 4 過年度の助成対象者は原則として助成対象としない。
- 5 本会の海外活動に寄与する事業への参加もしくは発表を行う者とする。

(助成対象事業)

第3条 助成金は、海外での活動に寄与する事業への参加もしくは発表を行う者に対して交付する。

- 2 前項にあつて、本会以外の団体等から補助金等が交付される者については、第2条に該当する者であっても助成対象としない。
- 3 一般社団法人日本臨床衛生検査技師会が管轄する海外での活動に寄与する以外への参加の場合、内容を本会理事会で審議し適当と認めた際には助成金交付対象とする事ができる。

(助成対象経費)

第4条 対象となる経費は、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 旅費(航空券含む)
- (2) 宿泊費
- (3) 参加費(情報交換会参加費を含む)
- (4) その他、本会会長が必要と認める経費

(助成金の額)

第5条 助成金は、助成対象者 1 名に対し 5 万円とする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書を(別紙様式第1号)を本会に提出するものとする。

(交付決定)

第7条 本会は、助成金交付申請書を受理し、その内容を審査し適当と認めた時には、本会理事会の承認を以て助成金の交付を決定するものとする。

(事業実績報告書)

第8条 助成金を受けた者は、助成金交付対象事業終了後、速やかに事業実施報告書(別紙様式第2号)を本会に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第9条 助成金は第8条 助成対象事業実施報告書の提出後に交付する。

(助成金の返還)

第10条 本会は、助成金の対象とした事業若しくは交付を受けたものが事業の一部又は全てを中止したとき、若しくは助成金を交付対象事業以外に使用したときには、交付決定を取り消しするものとする。

2 前項の場合において、本会は当該取り消しに係る部分に関して、助成金の返還を命じるものとする。

(事業等の公開)

第11条 本会は、助成金の交付を受けた者の氏名、所属先名、助成金の交付対象事業名称及び助成金の額を公開することができる。

2 前項について、助成金を受けた者は、本会主催学会若しくは相応の学術年次集会にて交付対象事業における内容を発表報告、若しくは相応の公表を成果発表することとする。

(雑則)

第12条 この規定は、理事会の議決を得なければ改廃することができない。

第13条 この規定に定めるほか、必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する